

「令和7年度大学発スタートアップ創出支援事業（学内体制構築支援）」 に係る協定書（案）

東京都（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、「令和7年度大学発スタートアップ創出支援事業（学内体制構築支援）」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本事業では、大学等の研究シーズやアイデア（以下「シーズ」という。）を活用した起業・新事業創出を促進する学内の仕組みづくり・体制整備等を行う意思のある大学に対し、甲が受託事業者（以下「コーディネーター」という。）と連携し、知見や人的リソースを活用しながら、戦略的に学内体制整備を進め、スタートアップ創出大学を増加させることを目指す。本協定により、本事業の実施に当たって甲及び乙に係る基本的事項を定める。

（協定期間）

第2条 本協定書の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとし、本協定の第10条の規定に基づく事由以外においては解除できないものとする。

2 期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれから本協定を終了する旨の書面又は電磁的方法による意思表示が相手方当事者になされない場合は、本協定は自動更新され、同一の条件にて、令和9年3月31日まで継続されるものとする。ただし、令和8年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、期間満了の1か月前までに甲からの意思表示がなされなくとも、その時点で事業終了となる場合がある。

（事業責任者）

第3条 乙は、本事業の実施に際し、自己の業務の管理・運営を担うことができる者を事業責任者として選任するものとする。事業責任者は、甲及びコーディネーターとの連絡調整や事業の進捗管理及び報告、現場での執行管理等の責任を負うものとする。

（本事業による支援の内容）

第4条 甲及びコーディネーターは、乙が作成した応募時の企画書で東京都と協議をした上で必要な修正を加えたもの（以下「企画書」という。）に基づき、次の各号のいずれかに掲げる支援を提供する。

- (1) 学内における起業支援に関するビジョン・戦略等の策定支援
- (2) 知的財産戦略の立案および起業に関連する学内規程の整備支援
- (3) 起業に関する相談体制の構築および専門部署等の整備・設置支援

- (4) 大学発スタートアップ創出機運の醸成を目的としたイベント等の企画・実施支援
- (5) 起業支援に係る外部関係機関とのネットワーク構築支援
- (6) その他甲が本事業に必要と認める支援

(責務)

第5条 甲は、コーディネーターと連携し、前条に掲げた内容の支援を乙に対して提供する。乙は、「大学発スタートアップ創出支援事業大学等公募要項」に記載の内容を遵守し、企画書で定めた内容が着実に進むよう、甲及びコーディネーターから提供される支援を受けながら、各関係機関と連携し取組を計画的かつ誠実に実施するものとする。

(役割分担)

第6条 甲と乙の役割分担は次のとおりとし、その役割について甲乙それぞれが責任を持ち、協力して本事業の実施に取り組むこととする。

(1) 甲の役割

- ア 本事業の実施等に係る協議及び助言に関すること。
- イ コーディネーターと連携して乙に対する第4条の支援を行うこと。
- ウ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと。

(2) 乙の役割

- ア 甲及びコーディネーターによる支援を受けながら、計画的かつ誠実に本事業を実施すること。
- イ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと。

2 甲及び乙は、自己が分担する役割について、必要に応じて第三者に委託し、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。

(事業報告)

第7条 乙は、事業の進捗状況について、少なくとも四半期に一度（令和7年度は年度末1回のみ）、当該事業期間の事業の進捗状況及び支援対象のシーズ等の状況を取りまとめて甲に報告しなければならない。報告に際しては、独自の様式を使用することができる。

2 前項にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、乙に対して事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(企画書の変更)

第8条 乙は、本事業の実施に関する企画書の内容に変更が生じる場合、事前に甲に対して書面又は電磁的方法により変更内容を通知し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、変更内容が本事業の目的及び趣旨に照らして適当であると認めた場合に限り、当該変更を承認するものとする。

(甲及び乙による協定の解除)

第9条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することがで

きる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。
- (2) 乙による本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき。
- (4) 乙の責めに期すべき事由により、甲が損害又は損失を被ったとき。
- (5) 天変地異、疫病・感染症の流行、政府規制その他のやむを得ない理由により本協定を中止する必要性が生じたとき。

(損害賠償責任)

第10条 甲及び乙は、本協定の規定に反したことにより本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

- 2 甲又は乙は、本事業を実施するに当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償する責を負う。

(暴力団等の排除に係る解除)

第11条 甲は、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する場合（乙が他の事業者等と連携して本事業を実施する場合は、当該他の事業者等のいずれかが該当する場合を含む。）、この協定を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第12条 乙は、本事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業員若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

(個人情報の取扱い)

第13条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

- 2 甲及び乙は、本協定に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限等に従い保管した後、適正に廃棄する。

(情報公開)

第14条 本協定に関して甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は、公文書として取り扱い、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）の不開示情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象とする。

(本事業の公表)

第15条 甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、本事業の結果得られたものであることを明示するものとし、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(権利の帰属)

第16条 本事業の実施に当たり、乙の業務に付随して得られた成果・著作物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むがこれらに限られない。）特許権等の知的財産権及びその他一切の権利は、乙に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、本協定に関して、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本協定に関して知り得た利用者の個人情報及び利用者並びに相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時に既に自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

(情報の開示)

第18条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本事業の実施に関して必要な資料、必要な機密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りでない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本協定の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(事前通知事項)

第19条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重要な変更

- (2) 代表者、商号・名称、又は住所の変更
- (3) 本事業に関する事業の全部又は一部の譲渡
- (4) その他支配権に実質的な変動を生じさせる行為

(使用言語)

第20条 本協定に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

(準拠法)

第21条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

(裁判管轄)

第22条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定期間終了後の効力)

第23条 本協定が、期間満了又は解除等により終了した後においても、第10条（損害賠償責任）、第13条（個人情報の取扱い）、第14条（情報公開）、第15条（本事業の公表）、第16条（権利の帰属）、第17条（秘密の保持）、第20条（使用言語）、第21条（準拠法）、第22条（裁判管轄）及び本条の規定は存続するものとする。

(協議)

第24条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議の上、決定する。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
	名称	東京都
	代表者	東京都知事 小池 百合子

(乙)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	